

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で、笠原議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

再開を11時05分といたします。

〈午前10時53分 休憩〉

〈午前11時05分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、滝川正義

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

滝川議員。〔6番 滝川正義君登壇〕

○6番（滝川正義君）

創生クラブの滝川でございます。

6月議会の一般質問、大きな項目3点について質問させていただきます。

まず1点目、経済政策についてでございます。特に糸魚川市の地域経済についてでございます。

毎年3月、県から市町村民経済計算が発表されております。ことしも平成27年度のものが発表されました。それによりますと国のGDP、いわゆる国内総生産に当たります市町村内総生産、これでは糸魚川市は全30市町村の中で11位です。

ところが、1人当たり市町村民所得はといいますと16位と順位を下げてしまいます。例えば総生産額では、糸魚川市より下位であった胎内市、小千谷市、妙高市、見附市が1人当たり市町村民所得では糸魚川市を上回る結果となっております。

そこで、糸魚川市の市内総生産の内訳を見ますと、第1次産業が18位、第2次産業が10位、そして第3次産業が13位、このように2次産業と3次産業が健闘しておりますけれども、農業などの第1産業が振るわないものとなっております。このような糸魚川市の地域経済の姿についてどのようにお考えか、まず伺います。

次に、国では地域経済を活性化しようと昨年7月、地域未来投資促進法という新たな法律を施行いたしました。これは地域の特性を生かした成長性の高い新たな事業への取り組み、地域未来投資、これを実施する企業等を国と都道府県、そして市町村が一体となって支援するものです。この事業スキームは、国の基本方針に基づき、市町村または都道府県が基本計画を策定し、国が同意するものです。

新潟県内では、17の市町村が計画を策定しております。中には、粟島浦村のように自然体験、民宿等の観光資源を生かした事業者の取り組みを支援するものもあります。糸魚川市は、この個々の市町村が策定する基本計画は今のところつくってはおりませんが、県内全市町村を対象にいたし

ました新潟県全域の計画には名を連ねております。

そこでお尋ねいたしますが、個別市町村の計画であれば、より地域特性が発揮されたものとなると考えられますが、県全体となるとなかなかそうは行かないのではないかと思います。この地域未来投資促進法に基づく県計画への参画することによるメリット、経済効果はいかなるものがあるのかお尋ねします。

次に、農業関連についてお尋ねします。

先ほど私のほうから市内の1次産業、2次産業、3次産業を比べて1次産業が弱いのではないかと申し上げました。

そこで別の角度からお尋ねいたします。

学校教育における地場産食材の割合について、お隣の入善町の取り組みと比較してみました。入善町の食育推進計画によりますと、学校給食における地場産食材の割合は28年度実績では42%です。片や、糸魚川市の26年度の実績は約21%です。半分です。そして、さらに入善町の平成34年度の目標は50%以上です。糸魚川市の35年度の目標は35%です。目標に15%の開きがあります。

皆さんご存じのように入善町は農業が盛んな町です。農業産出額が糸魚川市より約20億円も多い町です。また、リーサス、地域経済分析システムによりますと1経営体当たりの農業産出額では、糸魚川市は約160万円です。入善町は約390万円です。このように入善町では、生産も一生懸命頑張るけれども消費にも一生懸命力を入れている姿が見てとれます。農業分野における川上から川下までをも視野に入れた取り組みです。

そこでお尋ねいたしますけれども、農業に係る生産と消費の両輪がうまく機能することによって地域内経済に好循環が生まれ、さらには地域農業への理解が進むのではないのでしょうか。糸魚川市において地場産農産物の流通・消費にもっと別の工夫、努力が必要なのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

次の項目に移ります。

現在、国のほうで生産性革命という大きな経済政策の柱を打ち出しております。そもそもこの生産性革命の1つの取り組みとして、私はその所有と利用の分離、これは大きな流れにあるものだと思います。例えば今、きょう付で施行になります民泊ですが、民泊もあいてる部屋をうまく活用したいと、そういった意味では遊休資産の活用かと思います。これからお尋ねいたします新しい法律、森林経営管理法、これも所有と利用の分離による大きな遊休資産の活用策の1つではないかと、私は考えております。

林野庁では、森林の所有と利活用を分離する経営管理権及び経営管理実施権という新しい概念を用いまして、林業の振興と森林の多面的機能の発揮を目的に森林経営管理法を、この国会で制定いたしました。

この法律で特徴的なところは、市町村が当該地域の実情を踏まえ、当該森林の経営管理権を市町村に集約することができるようになった。つまり、市町村主体の新たな森林整備の方向が示された点です。市内の森林は、市の面積の約9割を占めるわけですが、この森林・山林をめぐる課題として、これは国の思惑の範疇にあるかどうかはわかりませんが、私は2つの課題があると思っています。

1つは、山林を相続したが、どこにあるかさえわからない。あるいは仮にわかったとしても山林を維持管理する能力もなければ意欲もないという所有者、関係人が多くいるということです。

2つ目は、外国資本や市外の不動産業者による森林の所有です。地元と一緒に森林の維持管理に当たるならば結構ですが、ある思惑のもとに所有され、地元の意向が無視され、場合によっては森林が持つ多面的機能が阻害されるケースです。

私は、このたびの森林経営管理法によって、これらの課題が解決できるのではと考えております。

まず、1点目の所有者に経営管理の意欲がない山林についてです。この私有林に関する国の現状認識は、3分の1は既に経営管理されている。残りの3分の2の私有林は、経営管理が不十分だとしております。国は、この経営管理が不十分な3分の2のうち半分を林業経営者による経営管理に、そして残り半分を市町村の経営管理に委ねるといった将来像を描いているようです。

しかし、これは国の全体の話であります。糸魚川市の場合、この割合がどの程度かなかなかわからないのが実情かと思えます。したがって、早急に森林所有者の意向を調査するとともに現状がどのようになっているかを調査し、どのような山林の管理がふさわしいのかを議論すべきと考えます。

2点目の外国資本や市外の不動産業者による森林所有に関しては、現行の森林法では平成23年の改正により、森林の土地所有者になった者は届け出なければならなくなりましたが、事後の届け出でよかったわけです。

しかし、新法では、経営管理兼集積計画、この網をかけますと権利を設定したり、または移転する場合にあらかじめ市町村にその旨を通知しなければならない。そういった条件を付すことができます。この条件を使いまして外国資本などによる自由な所有を事前に把握し、制限できるようになると私は考えます。

いずれにいたしても、この森林経営管理法、この制定は、これからの糸魚川市の山林、ふるさとの山をどのように維持していくか、あるいは再構築していくかという転機にもなり、チャンスでもあると思います。平成31年度からは、森林環境譲与税を活用した、これは仮称ではありますが、この譲与税を活用した取り組みも可能となります。したがって、国の具体的な指示を待つことなく、所有者、林業関係者、行政から成る山林に関する協議の場を地区単位で立ち上げ、所有者の意向、実態、さらには将来像を意見交換し、国の取り組みが具体化する前に、糸魚川の考え方を整理しておく。そして、この新しい法律を使いこなした、独自性のある森林政策を打つべきと考えますが、いかがでしょうか。

次の質問に移ります。

今、教育の無償化が大きな話題となっております。ただ、私はその前に教育の質の向上こそが、まず議論されるべきではないかと考えております。以下、幾つかの質問を行ってまいります。

まず1つ目ですが、5月の連休明けに新潟市で小学2年生が下校後、行方不明になり、その後、遺体で見られるという痛ましい事件が発生いたしました。これまでも全国では、小学生が被害に遭う悲惨な事件が後を絶ちませんでした。

一方、昨年9月、中教審の特別部会は、教員の働き改革の一環として、登下校時の通学路の見守り、これを基本的に教員の業務外というふうに判断したようです。5月の事件後、国あるいは県から何らかの指示・対応を求めてきていると思いますが、恐らく児童の登下校の見守りは、より一層

地域でということになるものと思われます。

しかし、登校するときは決まった時間に集団で登校し、比較的地域の見守りが行われているのが一般的だと思いますが、問題は下校時です。児童が下校するときは、ばらばらに帰宅するので、どうしても見守りが手薄になります。さらに深刻なことは、子供たちを見守る防犯パトロールのボランティアが不足しているということです。私の地元の小学校では、日常的、継続的に見守りを行ってくれるボランティアの方は2人しかいません。

さらに驚いたことには、小学校に防犯カメラが設置されていないということでした。学校現場での防犯への取り組み、抑止力がいかに脆弱なものであるか、あるいは子供たちを守る地域力、これがいかに弱っているかを改めて知りました。

そこで、1つの提案ですが、私はICTを活用した児童の登下校の見守りを実施したらどうかと考えます。大阪府の伊丹市や四条畷市が行っている社会実験では、子供にビーコンを持たせ、電柱などを固定基地局にするほか、市民ボランティアのスマートフォンにアプリを入れてもらい、移動基地局、こういったものにするなどしまして、それらの近くを子供が通過した履歴をサーバーへ送り、保護者はサーバーから位置情報を確認するというシステムを実験しています。子供の居場所をリアルタイムに保護者が把握できます。児童の見守りだけでこのようなシステムを導入することは、コストパフォーマンスに難点があるかと思いますが、ICカードを導入すれば児童だけでなく、教師の登下校管理もでき、教師の働き方改革にも貢献できると思います。さらには高齢者の見守りなど、社会インフラとしての幅広い可能性があります。

そこで、お尋ねしますが、このようなICTを活用した児童の見守りについて、いかがお考えでしょうか。

次の質問に移ります。

農林水産省が、毎年出しております食育白書、これによりますと、毎日朝食を食べる子供は、学力調査、「全国学力・学習状況調査」この平均正答率が高い傾向にあるとしております。皆さんが学力調査の結果を分析した結果から、そういったそのような相関関係がうかがえるのか、お尋ねいたします。

次の質問に移ります。

昨年4月にソニー生命保険株式会社が公表いたしました中学生のアンケート結果が反響を呼びました。それによりますと男子中学生が将来なりたい職業の第1位がITエンジニア、プログラマーでした。続いて、第2位がゲームクリエイター、さらに第3位がユーチューバーなどの動画投稿者でした。ようやく第4位にプロスポーツ選手が出てきます。同じく男子高校生は、と見えますと1位がITエンジニア、プログラマー、2位が自動車の設計や開発などの物づくりエンジニア、3位がゲームクリエイターでした。インターネットが本格化し、20年ほどたちますが、時代が大きく変わったものだなとつくづく思いました。

ただ、この調査は、中学生のサンプル数が100人であるということ、また、調査がインターネットを使ったものであることを考えますと、評価するには、やや慎重にならなければならないと思います。

一方、ことし3月には、スマホが学力を破壊するというショッキングな題名の本が出ました。著者は脳トレで有名な川島隆太東北大学加齢医学研究所長でございます。内容はスマートフォンが子供たちの学力にマイナスの大きな影響を及ぼしている。そういったものです。詳しくはこの本を読

んでいただきたいと思いますが、何よりもこの調査研究は、平成22年より仙台市教育委員会と協働で実施し、平成25年度には、仙台市立中学校の全生徒2万2,000名余りのデータを踏まえたものであること。そして統計学的なフェアな企画を行っている。こういった点で十分なエビデンスとして採用できるものと思われま。

さて、市内の中学校では、スマートフォンの学校での使用が禁止されているようですが、先ほど紹介しましたように男子中学生や男子高校生の将来なりたい職業調査が示すような現実が一方にあります。

また、教育現場、すなわち次期学習指導要領では、情報活用能力を言語能力と同じ学習の基盤となる資質・能力として位置づけ、コンピューターの活用がますます進み、さらなるITリテラシーの向上が望まれております。

一方では、先ほどご紹介したようにスマホの学力に与える影響を懸念する声もあります。このようにさまざまな動き・考えがある中で、学校ではいかにICT社会と向き合えばよいのか。あるいはどのように指導をすればよいのでしょうか。たまたま昨年実施されました全国学力・学習状況調査では、児童生徒の基本的な生活習慣の調査も行われており、その中でテレビゲームをする時間とか、スマートフォンを使う時間などの調査を行っているようですので、その結果を踏まえながら教育現場では、どのようにICT社会と向き合おうとしているのか、お考えを伺います。

次の質問に行きます。

「ロボットは東大に入れるか」と名づけられた人工知能プロジェクトのことをご存じの方もおられるかと思ひます。このプロジェクトは、新井紀子国立情報学研究所教授がプロジェクトディレクターを務め、東大入試の突破を目標にした東ロボ君という人工知能を開発するものです。この研究成果はどの程度かといいますと、東大合格は、今のところちょっと難しいようですが、MARCH、関関同立、MARCHというのは、明治、青山、立教ですね。MARCHや関関同立といった有名私立大学の一部の学科には合格できる偏差値に達しているようです。

ところで、きょうの本題は、そこではありません。実は、そのプロジェクトの過程で、人工知能の弱点がわかりました。それは読解力でした。ここで簡単な例を新井教授の著書「AI vs. 教科書が読めない子どもたち」からご紹介いたします。

まず1つ目の文章、「先日、岡田と広島へ行った。」2つ目の文章、「先日、岡山と広島へ行った。」この2つの文の意味の違いが東ロボ君や今のAIには苦手だということがわかりました。この弱点を克服するため、基礎的読解力を調査するリーディングスキルテストといったものを新井教授らが開発いたしました。このテストは、教科書に書かれているような文章をどれくらい正確に読むことができるかを科学的に診断するテストです。新井教授が全国2万5,000人を対象に調査した結果、高校生の半数以上が教科書の文章の意味が理解できていないといった結論に達しました。

現在、新井教授を中心に産学協同で設立しました一般社団法人、教育のための科学研究所が、このリーディングスキルテストの普及を進めております。埼玉県の戸田市では、3年前からこのリーディングスキルなどを意識した教育を行い、小中学生の学力が県内トップクラスに伸びたそうです。

こうした現状から、私は教科書が読めていないかもしれない生徒を早期に発見し、適切な読解指導をしてほしいと思ひます。基礎読解力がなければ、教科書だけでなく試験問題の問題文も早く正確に読めないこととなります。また、読解力を基盤とするコミュニケーション能力や理解力が不足

しますと、現代社会で生活し、働いていく上でも大きなハンディを負います。

さらにこの読解力こそがA Iの苦手な分野であり、A Iと共存していかなければならないこれからの世代が身につけなければならない大切なスキルです。

そこでお尋ねいたしますが、小学校、中学校の現場では、児童生徒の読解力の現状をどのように認識しているのか、もし現場で対応に苦労されているようでしたら、このリーディングスキルテストを導入し、児童生徒の個人の課題を科学的に把握し、早期に適切な指導をされてはどうでしょうか。

次の質問に移ります。

最後の質問です。平成29年度の英語教育実施状況調査が、4月、文部科学省より公表されました。これは全国全ての公立の小学校、中学校、高等学校を対象にしたものですが、それによりますと英検3級以上相当の英語力を有すると思われる中学生の割合は、新潟市を除く新潟県は31%です。全国平均が約41%です。国が、教育振興基本計画で掲げる目標値は50%です。新潟県は、いずれも下回り、下から4番目の結果です。ちなみに全国トップは、福井県です。約63%です。

そこで、お尋ねしますが、全国全ての中学校で実施されたようですので、市内の中学校の目標達成率がどれくらいだったのかお尋ねいたします。また、同時に公表されたデータでは、新潟県の中学3年生で英検を受検したことがある生徒数は約30%です。さきの全国トップであった福井県の受験割合は約96%でした。

そこで、お尋ねいたしますが、市内の中学3年生の英検受験の割合はどのくらいの割合だったのでしょうか。

以上で、ひとまず私の一般質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

滝川議員のご質問にお答えいたします。

1番目の1点目につきましては、生産年齢人口の割合が少ないことが要因の1つであると考えております。

2点目につきましては、新潟県全域基本計画は、県全域を包括した計画であり、市町村基本計画の策定がされていない場合に適応されます。今後、地域の当市の特性がより発揮されるよう、市の基本計画の策定と市独自の支援メニューについて検討してまいります。

3点目につきましては、学校給食による食育や消費拡大はもとより、これまでに市内において地産地消推進店の認証を初め、地産地消消費拡大に取り組んできております。

2番目につきましては、当市の森林政策推進のため、所有者、林業関係者、行政による課題整理など情報共有に努め、新たな経営管理システムの構築と森林資源の活用に努めてまいります。

3番目のご質問につきましては、この後、教育長から答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますのでよろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原教育長。〔教育長 田原秀夫君登壇〕

○教育長（田原秀夫君）

滝川議員の3番目の質問にお答えいたします。

1点目につきましては、現在のボランティアによる見守りに加えて、ICT技術の先進事例を調査し、地域の宝である子供の安全を一番に考えてまいります。

2点目につきましては、当市においても早寝・早起き・おいしい朝ごはんの取り組みを推進しており、昨年度の調査において同様の結果が出ております。

3点目につきましては、ICTは楽しくわかりやすい授業、効率的で創造的な事業を可能にし、子供たちの学力向上に役立つと考え、環境を整えているところであります。

4点目につきましては、読解力は全ての学びの基礎であると考えており、読解力向上につながる学習指導に努めるとともに、幼少期の読み聞かせの推奨と小中学校においては、図書館司書と連携して読書量をふやす工夫をしております。

5点目につきましては、29年度では中学3年生の英検3級取得率は、約25%であり、英検受験率は約34%であります。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

滝川議員。

○6番（滝川正義君）

今ほど答弁いただきました中で、英検の受験率が34%でした。これは県の平均が30%ですから県平均を上回るという数字でございます。皆さんのほうでは、英検の受験を推奨あるいは促す、そういった取り組みを行っているのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

石川こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 石川清春君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（石川清春君）

お答えします。

まず、学校においてみずからの英語能力をはかる尺度として英語検定があるというふうで紹介し、進めております。市としては、英検の受験者の中で申し出があった生徒については、補助金を出しております。それによって受けやすい環境をつくっております。

また、さらに中学生が8月に海外派遣事業を、中学生を対象にありますが、その際に3級以上という条件をつけておまして資格として必要なんだというような意識を促す取り組みを行っております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

+

滝川議員。

○6番（滝川正義君）

先ほどの答弁では、英検3級以上相当の英語力、この割合が25%ということでした。そうしますと県の平均が31%、さらに国の目標が50%ですから、この25%という数字は、かなり下回るわけですが、この現状についてどのようにお考えか、まずお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

石川こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 石川清春君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（石川清春君）

お答えします。

先ほど議員のお話しされています調査については、英語教育実施状況調査、これについては県と政令指定都市の平均のみを公表するものでありまして、各市町村については公表を前提としておりません。

そこで、先ほど申し上げました受験の割合と英検3級取得率については、糸魚川市は先ほど申し上げましたように補助金を出しておりますので、そこで出した正確な数字です。この英語教育実施状況調査は、3級取得者もしくはそれ同等の力を持つ者というちょっと曖昧な調査のところがありまして、その分、数値が上がってるもんだと思っております。糸魚川市さっき紹介したのは、実際の受験者と取得者の数ということで若干低目です。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

滝川議員。

○6番（滝川正義君）

じゃあ調査結果の実情は今の答弁で理解できました。

同じく国の調査の中で英語担当教師、英語担当教師が授業においてどのぐらい英語を使うかという調査が行われていたかと思えます。新潟県の場合ですと、授業中に英語で話す発話、発話の半分以上を行っている教師の割合は、新潟県の第3学年で58%だったそうです。さきのお話ししました全国トップだった福井県は79%だったそうです。

そこでお尋ねしますが、糸魚川市の場合はどうだったのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

石川こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 石川清春君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（石川清春君）

お答えします。

これにつきましては、別の調査、直近で行ってございました。それによりますと中学校間で若干の格差がありましたけれども、平均しますと大体4割ぐらいです。なかなか使用率が上がらない学校にお尋ねしたところ、1・2学期は日本語を交えた授業多いけれども、3学期にはほぼ英語でやるというふう聞いておりますので、最終的に中学3年生では英語で中心に授業をやるというふう



予定されているということでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

滝川議員。

○6番（滝川正義君）

今、徐々に英語を使用する時間帯をふやしていくというお話でしたが、そもそも英語担当教師の英語力に課題はないのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

石川こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 石川清春君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（石川清春君）

お答えします。

新潟県教育委員会が採用している教員でありますので、学校で十分に指導できる能力を持っていると考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

滝川議員。

○6番（滝川正義君）

大学を出て、間もない教師というのは、英語力はかなり高度なものがあるかと思います。

ところが、中学校で5年あるいは10年すると、その中学生に合わせたレベルに今度だんだん下がっていくんじゃないだろうか。そんな懸念がするんですけど英語教師の英語力、これを維持するための対策というのは打たれておるんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

石川こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 石川清春君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（石川清春君）

お答えします。

英語を実際に現場で担当してる教員といろいろ聞いたことがございます。

まず、日常的にALTと英語で打ち合わせをしております。そこでネイティブイングリッシュと当然触れているわけでありますので、会話力もつくかと思っております。

また、公では、南魚沼市にある国際大学で英語の研修がございます。例えば3週間ぶっ続けて英語漬けの研修を受けるというシステムがありまして、それは指定もされますけれども、希望しても行けるというふうに聞いております。

さらに県での研修会、筑波大学の研修会、機会は幾つかそろってると思います。

ただ、教員は全て研修することは義務づけられておりますので、自己研さんが一番大事かと思っております。これも担当者に聞きましたが、日ごろから英字新聞を読む、それから映画は字幕なしで見るといったようなことで頑張っておられるようであります。

市としてTOEIC等の試験の実施については、今考えておりません。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

滝川議員。

○6番（滝川正義君）

今の最後の答弁のほうでTOEIC等の試験を実施するお考えはないという答弁でしたけども、私は、だから英語力を大学を出て10年後、20年後も維持するために、やっぱり3年に1回とか5年に1回、例えばTOEFL iBTですとか、IELTSといった国際的な英語試験、これがございます。それを受けて何点以上とることを3年に1回だとか5年に1回試験を受けて、そこでもって英語力を維持する。そういった取り組みがあってもいいんじゃないかと思えますけども、再度いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

石川こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 石川清春君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（石川清春君）

お答えします。

県全体、あるいは国で考えていただかないとなかなか実施は難しいものだと思いますが、先ほど申しましたような研修の機会がありますので、今はそこで一生懸命やっていただいて、市のほうも時々見について、英語力についてはチェックをして、そういう試験をするかどうかについては、調査したりしていかなきゃならないとは思っております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

滝川議員。

○6番（滝川正義君）

この教育のあり方なんですけども、小泉内閣のときに聖域なき構造改革というのがありまして、義務教育費の国庫負担が2分の1から3分の1になったと。そのときに地方が自主的な、あるいは自立的な教育をもっと実施してくださいよと。そういう動きがあったかと思いますが、ですから、教育の内容・水準について、ある程度はやっぱり地方で独自の動きがあっても差し支えないんじゃないだろうかと、そのように思います。

今後、ますます英語教育が小学校からも始まってまいります。教育の中で英語教育がかなり重要視されてくるわけですが、こういった流れの中で英語教育に関してどのような教育方針で臨むのか、これをお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

石川こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 石川清春君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（石川清春君）

お答えします。

英語に限らずになりますけれども、これからの教育は他者と協同しながら課題を解決していく能力、情報を活用する能力というのが求められております。その中で英語においては、子供たちのコミュニケーション能力の向上、あるいは異文化理解というのを図りながら、今まさにこれから始まっておりますグローバル化社会をたくましく生き抜くための資質能力というのを育ててまいりたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

滝川議員。

○6番（滝川正義君）

時間がもう少しありますので、森林経営管理法についてお尋ねいたします。

この森林経営管理法、新しく制定されたわけですが、今時点で国や県のほうから情報提供ですとか指導とか、そういったものはあるんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

池田農林水産課長。〔農林水産課長 池田 隆君登壇〕

○農林水産課長（池田 隆君）

県主催で去る6月12日に2回目の説明会がありました。林野庁から林業関係団体等に対しまして、説明があったものであります。説明会におきましては、森林経営管理法の運用に係る事務手続でありますとか、森林環境税の概要、それからスケジュール等について説明がありました。今後、さらに踏み込んだ検討が必要となりますことから、県からご指導・助言をいただきながら、また森林組合との連携を図りながら新たな制度の運用に努めてまいりたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

滝川議員。

○6番（滝川正義君）

ちょっと細かいことをお尋ねいたしますけれども、これからまず、いざ実務に入っていくわけですが、森林台帳、あるいはこっちは森林簿というんでしょうか、そこはちょっとわからないんですが、この森林台帳というのは、適切に更新されておるんですか。どういうことかといいますと、真の所有者と台帳上の所有者は一致してるのか。絶えずそういった更新、アップデートされてるのかどうか、お尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

池田農林水産課長。〔農林水産課長 池田 隆君登壇〕

○農林水産課長（池田 隆君）

毎年度、県から情報をいただき、台帳については更新をしております。これまでは課税情報との突合ができませんことから、使用者については一致しておらないところもあるというふうに推測をしております。

しかしながら、森林法の改正によりまして、来年度から森林台帳制度が施行されます。そうなりますと登記簿情報でありますとか、課税情報等との突合ができることとなりますので、より精度の高いそういう台帳整備に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

滝川議員。

○6番（滝川正義君）

今の答弁にありましたように課税台帳等と突合ができるようになると。そうしたときに森林台帳、こちらのほうがデジタル化されてないとなかなかスムーズな突合というのができないんじゃないかと思えますけども、森林簿ですとか、あるいは地図、地図情報、そういったものはデジタル化されておるんですか、現状をお聞きします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

池田農林水産課長。〔農林水産課長 池田 隆君登壇〕

○農林水産課長（池田 隆君）

森林簿、それから地図情報につきましては、GIS、それからこれと連動した森林地図情報システムで現在も管理をしております。毎年度、最新のデータに更新をしながら森林経営計画の樹立等に利用しておるのが現状であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

滝川議員。

○6番（滝川正義君）

この森林経営管理法、これは来年の4月が施行です。それから森林環境譲与税、これはまだ先ですけども、こういったものが本格的に導入されますと相当な事務量が想像されます。今現在、森林管理業務、これの専任してる職員というのがおられるんでしょうか。もしおられなかったら今後、こういった新しい法律の施行に伴ってどういう体制で臨もうとしているのか、お考えをお聞かせいただいて、最後の質問とします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

池田農林水産課長。〔農林水産課長 池田 隆君登壇〕

○農林水産課長（池田 隆君）

今ご指摘のように導入後は、相当事務量というのがふえるというふうに予測をしております。専任担当は現在のところ1名であります。職員体制というのは、全体の中で検討するものであるというふうに承知しておりますので、ただ、担当としましては今後、業務内容の精査を進める中で体制の充実というのは必要でないかなというふうには考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

滝川議員。

○6番（滝川正義君）

以上で終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で、滝川議員の質問が終わりました。

関連質問なしと認めます。

暫時休憩します。

再開を13時といたします。

〈午前11時49分 休憩〉

〈午後1時00分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、吉川慶一議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉川議員。〔4番 吉川慶一君登壇〕

○4番（吉川慶一君）

清政クラブの吉川慶一です。

1回目の質問をさせていただきます。

1、糸魚川市における空き家の利活用について。

最近、社会現象として全国的に空き家が年々増加し、特に地方で急増している。これは、高齢化・少子化が進み、核家族化し、かつ、人口が減少傾向のためと考える。

空き家がふえ続けると危険が増し、地域生活に大きな支障を来す危険があり、早期なる対応が必要と思われる。また、「空き家等の対策の推進に関する特別措置法」が定められた。空き家は個人の資産であり、所有者は適切な管理をするものとあるが、どのような対応があるか伺う。

(1) 空き家の現状。

- ① 空き家の市内での山間地と市街地との現状について、調査した結果はどうか。
- ② 特定空き家等判断を調査されるのはどなたか。
- ③ 不在家屋、不明建築物となった場合、どのように対応するか。
- ④ 現在、特定空き家は市内にどれくらいあるか。
- ⑤ 今後、空き家を活用する対策は何があるか。
- ⑥ 固定資産税の特例適用はどのように変わっているか。
- ⑦ 空き家の適正な管理はどのように指導するか。
- ⑧ 空き家が増加しない指導をどのようにしていくのか。
- ⑨ 改築・リフォームしてU・Iターン者に提供すればどうか。
- ⑩ 空き家の今後の課題についてどうか。